

# 2023年度 日本学生支援機構第一種奨学金「特に優れた業績による返還免除」 修士課程及び専門職学位課程返還免除内定候補者 申請要領

(2023年度修士課程・専門職学位課程に入学希望の第一種奨学金貸与希望者)

通常、貸与終了時に認定する「特に優れた業績による返還免除」を、**修士課程及び専門職学位課程(以下、「修士課程等」)**入学時に内定する制度における、内定候補者の募集です。

「特に優れた業績による返還免除」制度については日本学生支援機構サイトにてご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/taiyochu/gyosekimenjyo/index.html>

## 【対象者】

以下の1～4をすべて満たす者。

- 2023年度に一橋大学大学院修士課程等に入学を希望する者で、第一種奨学金の貸与を希望する者。
  - ※入試合格者または申請時点で合否判明前の方が対象です。
  - ※2023年度秋入学希望者で本制度への申請を希望される方は、学生支援課までメールにてお問い合わせください。
- 大学学部等において、修学支援新制度を利用している者。または、申請時点で住民税非課税世帯である者。
  - ※修学支援新制度利用者であっても、申請時点で家計基準により「停止中」の方は対象外です。
  - ※住民税非課税世帯の場合、申請時に取得できる最新の所得・課税証明書等で、本人及び生計維持者の住民税所得割額が非課税であることを確認できることが必要です。生計維持者は原則父母2名です(具体的な範囲についてはご相談ください)。
- 特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）への進学を希望していること。
- 将来、上記「特定分野」における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。

## 【申請期間】

**2023年1月16日(月)～1月31日(火) 17:15 (スカラネット入力・メール必着)**

※スカラネット入力及び必要書類の提出を期間内に完了した方のみ申請を受け付けます。

## 【申請方法】

以下の手順で行ってください。

- 申込書類の準備・スカラネット下書き用紙の作成
- スカラネット入力
- 申請書(及び該当者はその他書類)を一橋大学学生支援課奨学事業係へメール提出

### 1. 申込書類の準備・スカラネット下書き用紙の作成

- 以下本学ウェブサイトから申請に必要な書類を取得し、準備をしてください。  
一橋大学>在学生の方へ>経済支援>奨学金制度>日本学生支援機構の貸与奨学金  
<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/shienkikou.html>
- スカラネット下書き用紙に記入はなくても構いません(提出不要)が、入力時は1画面30分を経過するとタイムアウトする仕様となっていますので、別途貼り付けができるよう準備されることを推奨します。

### 2. スカラネット入力

次頁の識別番号(ユーザーID・パスワード)を使用してスカラネット入力を行ってください。

**スカラネット URL : <https://www.sas.jasso.go.jp/>**

受付時間 : 8:00～25:00 (ただし、本学申請期間中に入力が完了したもののみ受付します。)

※入力後に内容訂正が必要となった場合は、学校側で修正しますので学生支援課までお申し出ください。

## 識別番号

ユーザーID : [法科大学院以外]104013 01 [法科大学院]104013 60

パスワード : kwi87xwt

### 3. 申請書(及び該当者はその他書類)を一橋大学学生支援課奨学事業係へメール提出

- 以下の書類を [scholarship@ad.hit-u.ac.jp](mailto:scholarship@ad.hit-u.ac.jp) までメールで提出してください。  
※メールの件名に「JASSO 返還免除修士等内定」を入れてください。
  - ①申請書(本学様式)【全員】
  - ②最新の所得・課税証明書(本人及び生計維持者)【申請日時点で修学支援制度を利用していない方】
  - ③その他、大学が個別に指示した書類【該当者】
- 2 窓口開室日以内に受付完了のメールを送信します。連絡がない場合は、お電話にてお問い合わせください。

### 【スケジュール】

- 2023 年 5 月頃 : 学内選考を経て返還免除内定候補者を決定します。  
大学 Gmail(入学後付与)にて全員に選考結果を通知します。
- 2023 年 6 月頃 : 最終的な認定結果について日本学生支援機構から大学を通して通知があります。  
認定された方はこの時点で「内定者」となります。
- 内定者は「内定取消」(留意事項参照)に該当した場合を除き、自身が貸与終了する年度の「特に優れた業績による返還免除」に申請を行うことで、全額または半額の返還免除を受けることができます。

### 【留意事項】

- 本制度に申請する方は、別途日本学生支援機構第一種奨学金への申込が必要です(大学院予約採用または春の在学定期採用※)。本制度と第一種奨学金の選考基準は異なるため、本制度申請に伴って第一種奨学金に必ず採用されるとは限りません。(※秋入学希望者は秋の在学定期採用)
- 原則として、修業年限内で修了(学位取得)することを前提とした制度です(進級時に中間審査あり)。ご自身の学修・研究計画をよく検討されることをお勧めします。  
なお、本学 5 年一貫プログラム利用者も、本制度対象者の要件を満たせば申請可能です。
- 本学で申込を行い、内定者と認定されても、以下に該当する場合は内定の効力は発生しません。
  - ・ 本学に入学しなかった
  - ・ 第一種奨学金に採用されなかった、または申込を行わなかったまた、入学先大学院が決定していない場合でも、複数大学院へ申請を行うことはできません。
- 内定後でも、以下に該当するときは内定者としての資格が取り消されます。
  - ・ 貸与期間中に奨学金「停止」または「廃止」の処置を受けた
  - ・ 修業年限内で課程を修了できなくなった(学位を取得できなかった)
  - ・ 進級時に実施される中間審査で内定取消となったただし、以下のケースは内定取消の対象となりません。
  - ・ 休学期間(長期欠席を除く)があって、それに相当する期間、卒業(修了)期が延長した
  - ・ 修業年限の途中で貸与終了した場合でも、修業年限内で課程を修了する見込みがあると大学が承認した
  - ・ 災害、傷病、感染症の影響その他やむを得ない事由により修業年限内で課程を修了できなくなったことを大学が認めた
- 内定者の身分が取り消されても、貸与終了時の「特に優れた業績による返還免除」へ申請することは可能です。
- 不備や確認事項は、入学前は申請書記載のメールアドレス(または電話番号)にご連絡します(入学後は大学から付与される Gmail アドレスへご連絡します)。申請後も定期的にメールの確認をお願いします。

### 【問合せ先・書類提出先】

一橋大学学生支援課奨学事業係(国立西キャンパス本館 1 階)

※窓口は土日祝日・年末年始を除く平日 8:30~17:15(入構制限を実施している場合があります。)

〒186-8601 東京都国立市中 2-1 TEL:042-580-8139 E-mail: [scholarship@ad.hit-u.ac.jp](mailto:scholarship@ad.hit-u.ac.jp)